自治公民館再編

自治公民館再編を支援します

人口の減少や少子高齢化の進展などにより、住民の自治意識や地域の連帯感の希薄化、公民館加入率の低下等に伴う組織の弱体化が進み、自治機能の低下に拍車がかかっていることで、公民館活動等に支障をきたしている自治公民館が見受けられます。そのような中、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任をもって解決していこうという地域力を高める組織づくりや自治公民館組織の機能強化などを目的に再編を行う自治公民館を支援します。

●自治公民館再編に対する支援制度のイメージ

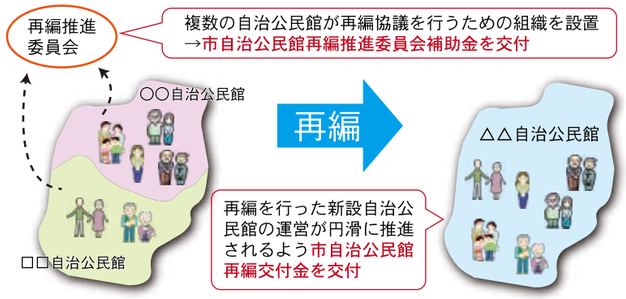

◎市自治公民館再編推進委員会補助金

交付対象　市内にある全自治公民館が対象で、再編を目的に協議するために設置される自治公民館再編推進委員会

補助額　5万円（2公民館による委員会設置の場合）

※構成する公民館が1公民館増えるごとに3万円の加算額あり。

◎市自治公民館再編交付金

交付対象　自治公民館再編推進委員会を経て設立された新設自治公民館（合併を含む）

交付額　10万円／年度

※設立された日の属する年度から2年間交付（計20万円）

■問合せ　生涯学習課生涯学習係　TEL72-0170

臨時福祉給付金

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）について

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、個人消費の下支えを行うために支給する給付金です。

支給について

支給対象者　平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日までに生まれた方）

※平成27年度臨時福祉給付金の対象者＝平成27年1月1日現在で、本市に住民登録があり、平成27年度の市県民税が課税されない方（市県民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護を受給している方等は対象外となります）

支給額　対象者1人につき3万円（1回限り）

支給方法と時期　申請受付から支給までに約2カ月かかります。6月末から口座振込で支給を開始する予定です。

申請について

申請方法　対象と思われる方には、4月中に申請書を郵送します。申請会場または郵送で申請してください。

必要なもの　申請書、申請者の免許証または保険証のコピー等（支給対象が複数の場合は全員分、外国人の方は在留カード）、申請者の通帳の口座番号と支店名がわかる部分のコピー、印鑑

※代理申請の場合は、代理の方の免許証または保険証のコピー等と印鑑も必要

申請受付期間　受付開始（4月下旬頃予定）から原則3カ月間　平日午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

※受付期間終了後は、やむを得ない場合以外は申請を受付できませんのでご注意ください。

申請会場

市役所北別館会議室（福祉課へ変更になる場合あり）

制度に関する問合せ

厚生労働省専用ダイヤル　TEL0570-037-192

※制度の詳細は、厚生労働省特設ホームページ（http://www.2kyufu.jp/）をご覧ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

申請内容に不明な点があった場合、市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

市役所や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いた場合は、すぐに最寄りの警察署に連絡してください。

※今年度は10月頃に「臨時福祉給付金」と「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」も実施予定です。詳細が決まり次第お知らせします。

■問合せ　福祉課社会係　TEL72-1111（内線135）

軽自動車税

軽自動車税の税率が変更

二輪車等の税率の変更

平成28年度から原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車はすべての車両について左表のとおり税率が変わります。

●平成28年度以降の原動機付自転車及び二輪等の税率（年額）

種　別		税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下（51cc～90cc）	2,000円
	125cc以下（91cc～125cc）	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪	250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

四輪車等の税率の変更

平成28年度以降の三輪及び四輪以上の軽自動車税率は、下表のとおりです。

◎グリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度に限り税率が軽減されるグリーン化特例（軽課）が、適用されます。

●三輪及び四輪以上の税率（年額）

	三輪	四輪以上				税率適用条件
		乗用		貨物用		
		営業用	自家用	営業用	自家用	
新税率	3,900円	6,900円	10,800円	3,800円	5,000円	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両 ※最初の新規検査＝検査年月は、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」で確認してください。
グリーン化特例①	1,000円	1,800円	2,700円	1,000円	1,300円	電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx（窒素酸化物）10%低減）
グリーン化特例②	2,000円	3,500円	5,400円	1,900円	2,500円	乗用（平成32年度燃費基準＋20%達成）、貨物（平成27年度燃費基準＋35%達成）
グリーン化特例③	3,000円	5,200円	8,100円	2,900円	3,800円	乗用（平成32年度燃費基準達成）、貨物（平成27年度燃費基準＋15%達成）
重課税率	4,600円	8,200円	12,900円	4,500円	6,000円	新車の登録から13年を経過した三輪及び四輪以上の軽自動車（動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車は除く）
現行税率	3,100円	5,500円	7,200円	3,000円	4,000円	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両（現在すでに所有している車両を含む）

◎重課税率適用年度

- 初度検査年月が平成14年以前＝平成28年度から
- 初度検査年月が平成16年3月以前＝平成29年度から
- 初度検査年月が平成17年3月以前＝平成30年度から

■問合せ　税務課課税係　TEL72-1111（内線154・155）

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料率が変更

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。平成28・29年度の保険料率は左表のとおりです。

●後期高齢者医療保険料率の改定内容

内訳	変更前（平成26・27年度）	変更後（平成28・29年度）
均等割額	51,500円	51,500円 ※変更ありません
所得割率	9.32%	9.97%
年間負担限度額	57万円	57万円 ※変更ありません

保険料率改定の要因

医療の高度化等により被保険者1人当たり保険給付費の増加や、少子高齢化に伴う現役世代からの支援金の減少による後期高齢者負担率の増加等により、被保険者が保険料として負担する必要額が増加しています。県後期高齢者医療広域連合では、平成27年度の剰余金見込みの全額活用と積み立てている基金を最大限活用して保険料率増加の抑制を行いましたが、所得割率については引き上げることとなりました。

今回の保険料率の改定について、ご理解をお願いします。

保険料の軽減について

世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

平成28年度から保険料均等割額の2割軽減、5割軽減の対象が変更になります。

◎2割軽減の拡大

- 現行＝基準額33万円＋（47万円×被保険者数）
- 平成28年度から＝基準額33万円＋（48万×被保険者数）

◎5割軽減の拡大

- 現行＝基準額33万円＋（26万×被保険者数）
- 平成28年度から＝基準額33万円＋（26万5千円×被保険者数）

■問合せ

- 県後期高齢者医療広域連合業務課保険料班　TEL099-206-1329
- 税務課課税係　TEL72-1111（内線155）